

平成29年度事業計画書

引き続き、一般財団法人防長青年館との連携を図り、運営の円滑化を図る。また、当財団のホームページ及びやまぐち県民活動支援センター等他機関の広報ツール等を活用するとともに、役員及び評議員が、公益目的事業である助成事業の周知に努め、的確な実施を図る。

1. 公益目的事業（青少年の健全育成を支援する事業）

助成事業を次のとおり実施する

- (1) 助成金の総額は、過去最高額の120万円とする。
- (2) 各種の広報ツール、各種説明会等を活用し新規申請団体の掘り起しを図る。
- (3) 助成金募集期間を変更する。
変更前 4月1日～5月31日
変更後 2月1日～4月30日
- (4) 審査時期を従来よりも1月前倒しで実施する。
5月初旬 書面による事前審査
5月中旬 助成金審査委員会開催
- (5) (3) の応募状況及び助成金交付決定後に当該事業が中止になった場合においては、追加募集を行う。

2. 理事会、評議員会開催

- (1) 平成29年4月下旬 第1回通常理事会開催
 - ・業報告書等（①事業報告書 ②貸借対照表及び同内訳表 ③正味財産増減計算書及び同内訳表 ④財産目録 ⑤財務諸表に対する注記）承認
 - ・定時評議員会招集決議
 - ・理事長、副理事長、常務理事の職務執行状況報告等
- (2) 平成29年5月下旬 定時評議員会開催
 - ・財務諸表等（①貸借対照表及び同内訳表 ②正味財産増減計算書及び同内訳表 ③財産目録 ④財務諸表に対する注記）承認
 - ・理事の選任
 - ・「事業報告」の報告
- (3) 平成29年5月下旬 臨時理事会
 - ・理事長、副理事長、常務理事の選定
 - ・助成金審査委員会委員の選任
- (4) 平成30年1月下旬 平成29年度年度臨時理事会
 - ・平成30年度助成金募集要領の制定
- (5) 平成30年3月中旬 第2回通常理事会開催
 - ・事業計画書等（①事業計画書 ②収支予算書及び同内訳表 ③資金調達及び設備投資の見込み）承認
 - ・諸契約書の承認
 - ・理事長、副理事長、常務理事の職務執行状況報告等
- (6) 以上のほか、必要に応じ臨時理事会、臨時評議員会を開催する。

3. 中間監査の実施

内部牽制体制の強化が要求される中、当財団は、職員未設置の上、理事長が東京在住のため、内部牽制体制を整えることが困難である。そこで、事後にはなるが、会計処理等をチェックし、不正防止に資するため、中間監査を実施する。